

令和5年度

第1回多摩市街づくり審査会 会議録

開催日：令和5年6月5日（月）

場 所：多摩市役所 第二庁舎会議室

1.開催日 令和5年6月5日(月)

2.会場 多摩市役所 第二庁舎会議室

3.出席者

会 長 中林一樹
委 員 秋山一弘、宇野健一
古賀けい子、小西恭一
成瀬恵宏、村野章
横山眞理

事務局 都市整備部長
街づくり担当課長
都市計画課街づくり推進担当主査
都市計画課街づくり推進担当主任

◆都市整備部長 それでは、只今より、令和5年度第1回多摩市街づくり審査会を開催させていただきます。

最初に、お手元の資料の確認をさせていただきます。事務局、〇〇課長より資料の確認をさせていただきます。

◆街づくり担当課長 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

お手元に、「次第」、「資料1 多摩市街づくり審査会委員名簿」、次に「座席表」を配布させていただきました。

また、お手元の緑色のファイルは街づくり審査会の基礎資料でございます。必要に応じてご参照ください。

なお、この基礎資料のファイルは、終了後、事務局にて回収させて頂き、次回以降も審査会ごとに、皆さまのお手元にご用意させていただきます。

資料につきましては以上でございます。過不足がございましたら、お申し出ください。過不足等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

続きまして、本日の審査会の進め方について、ご説明させていただきます。

多摩市街づくり審査会は、運営規則第7条の規定に基づき、原則、公開となっていることから本日、ご審議いただく議事(1)～(3)につきましては公開とさせていただきます。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。以上、よろしく願いいたします。

◆都市整備部長 はい、ありがとうございます。只今、本日の会議は公開ということでご了承いただきました。

よろしければ、お手元の次第に従いまして、会議を進めさせていただきたいと思えます。まず、多摩市街づくり審査会運営規則第4条の規定により、審査会の会議は、会長が召集し、主宰することになっています。まだ、会長が選任されておりませんので、それまでの間、会の進行を、私、都市整備部長の〇〇が努めさせていただきます。

よろしく願いいたします。

また、運営規則では「審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない」こととなっております。本日は8名のご出席で、定足数に達しております事をご報告させていただきます。

続いて、傍聴をご希望の方はいらっしゃいますか。

- ◆街づくり推進担当主任 1名いらっしゃいます。
- ◆都市整備部長 傍聴希望の方がいらっしゃいます。ここで傍聴者の入場を許可いたします。

(傍聴者入室)

- ◆都市整備部長 それでは「令和5年度第1回多摩市街づくり審査会」の開会を宣言いたします。

まず、議事(1)「会長の選出について」でございます。お手元の資料の緑のファイルのインデックスの4にございます、多摩市街づくり審査会運営規則をご覧ください。

この規則の第3条第2項に基づき、会長の選出をお願いしたいと思います。選出方法は委員の互選となっております。

なお、運営規則第3条第3項及び第4条第1項・第2項の規定により、会長は審査会を代表し、会議を召集、主宰するものとなっております。

会長選出にあたり、立候補及び推薦がございましたら、挙手をお願いいたします。

はい、〇〇委員。

- ◆〇〇委員 会長にはですね、中林一樹委員を是非とも推薦したいと思います。よろしく申し上げます。
- ◆都市整備部長 只今、〇〇委員から、会長推薦ということで中林委員を推挙という発言がございました。他に立候補ないしご推薦という方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

- ◆都市整備部長 他にご意見が特に無いようでございますので、〇〇委員より中林委員を

会長に推薦するというご発言ございました。中林委員を会長に選任することで皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- ◆都市整備部長 それでは、会長は、中林委員が選任されました。会長席へご移動願います。しばらくの間そのままお待ちください。

(中林会長、会長席へ移動)

- ◆都市整備部長 それでは、会長に選任されました中林会長より一言ご挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。
- ◆中林会長 只今、皆様からもう1期会長ということで、選任されました。今年9期目ということで18年、8期16年やってきたその中ではやはり段々忙しくなっているのか街づくり審査会、多摩ニュータウンがいろんな意味で建て替え期に入ってきた。社会も大きく高齢社会に舵を切って社会の変化も相当、第3コーナーから第4コーナーに曲がりかかっているような状況の中で街づくり審査会、今年来年の2年ですけれども、どういう状況になるのか、想像がつかせませんが、これまでやってきたことを踏まえて新しい時代の街づくりを推進する一つの力になると思っております。私個人としては微力ですけれども、皆さんの力を併せて良い多摩市の街づくりに貢献できるかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- ◆都市整備部長 ありがとうございます。それでは、運営規則第4条第2項の規定により、議事の進行を中林会長にお願いいたします。
- ◆中林会長 それでは議事に先立ち、「街づくり審査会運営規則に関する補足事項」に基づく会議録署名人の選出を行いたいと思います。
本日の会議録署名人は、会長であります私ともう1名は、委員名簿の1番の〇〇委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
- ◆〇〇委員 はい。
- ◆中林会長 ありがとうございます。それでは、中林と〇〇委員で、本日の会議録の署名

を行うこととさせていただきます。

それでは、議事(2)です。会長代理の指名でございますが、運営規則第3条第4項では、「会長に事故があるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する」と規定されております。私の代理人として、これまでも長きにわたり、会長代理をお願いしておりました、〇〇委員に指名致したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◆中林会長　それでは、会長代理として〇〇委員を指名したいと思います。

それでは次に、議事(3)調整会委員の選出に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

◆街づくり担当課長　調整会につきましては、条例第8条第5項の規定により、「審査会委員の内、学識経験者であるものから4人以上、あらかじめ選出する」事になっております。

また条例第49条により、「審査会は市長より調整会開催の要請を受けたときは、選出した委員の中から3人を調整会の委員に充て、調整会を開催することになっています。

事務局としては、調整会の委員選出にあたり、中林会長と事業者、住民との利害関係の発生が予想される〇〇委員を除く学識経験者6名の委員の方を調整会委員に選出をお願いしたいと考えております。事務局からの説明は以上です。

宜しくご審議頂きますようお願いいたします。

◆中林会長　事務局より説明がありましたが、この件についてご質問・ご意見はございますか。よろしいでしょうか。それでは特にご質問・ご意見が無いということのようですので、事務局の提案とおり会長である私と〇〇委員を除く、6名の学識委員を調整会委員に選任したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◆中林会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。私と〇〇委員を除く6名の学識委員を全員調整会委員に選任することにいたします。

今後、調整会が開催される場合には、これまでの実績から、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に引き続き中心になっていただいて、調整会の運営を担って頂けるよう、お願いしたいと思います。

〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に引き続き中心になってということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◆中林会長 それでは〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員には調整会の開催請求がございましたら中心にご対応いただくようご苦勞お掛けいたしますが、よろしくお願い致します。

また、お三方に利害関係がある事案の場合は、他の調整会委員が対応することがベターであるという場合につきましても、合わせてよろしくお願いしたいと思います。

それでは、以上で街づくり審査会委員役員選出を終了いたします。

ここまでが本日の街づくり審査会となります。